

いじめ防止対策基本方針

新潟市立亀田東小学校

1 いじめ防止等の策定に関する基本理念と当校のいじめ防止基本方針の策定

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

亀田東小学校では、上の基本理念の実現に向け、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための具体的な取組を明確にして、学校全体で取り組むこととした。

どの子どももかけがえのない存在であり、いじめは、決して許されない人権侵害という基本認識のもと、いじめ見逃しゼロに向けて、全教職員が一丸となって取り組み、全ての子どもが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指す。

2 基本方針

(1) 教職員の姿勢

新潟市作成の生徒指導及びいじめ対応のリーフレットを受け、子ども一人一人の成長を促す指導に力点を置き、一人一人が認められ、尊重され、十分に力を発揮できるよう支援するとともに、いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、すべての教職員が高い人権意識をもち、子ども、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

① 子どもとの信頼関係の構築

子どもをよくみる、話をよく聞く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話し掛ける、ほめるなどを積み重ね、子どもとの信頼関係を築く。

② 保護者、地域との信頼関係の構築

子どもや保護者、地域に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について丁寧に説明する。気になることや困っていることを、子どもや保護者が積極的に学校に相談できる信頼関係を築き、丁寧に対応する。また、問題に対しては先送りせず、その日のうちに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、事実内容を関係職員と共通理解を図りながら具体的な方策を立てて共に解決を図り、保護者、地域との信頼関係を築く。

③ 組織的な取組

学級担任が一人で抱えこんだり判断したりすることなく、「報告、連絡、相談」体制を整え、トラブル発生と同時に、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、組織的に早期に対応する。関係職員で事実の共有と今後の具体的な方策を整える。謝罪を急ぐあまり子どもの十分な内省を図らないまま安易な謝罪で終わらせることなく、丁寧に聞き取りいじめ解消に向けた取組を進める。

(2) いじめの防止

多面的な子ども理解に基づく信頼関係を基盤とした中で、一人一人が友達との望ましい関係の中で自分自身を高め、いじめを生まない風土をつくるために「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的に自立した子どもの育成に努める。

① かかわり合い、高め合い、学びを深める授業

分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切に、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。知識や技能の習得を図ることはもちろんのこと、自分の考えを表現する力を高め、かかわり合いながら学習課題を解決することを通して、他者理解と相互理解を促す。

② 学級経営の充実

教師と子どもの信頼関係をつくり、子どものよりよい学級づくりに取り組もうとする意欲を引き出し、学級の諸問題を自らの手で解決していく力を育てる。特に、いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で子どもに接し、子どもの人権感覚を育成する。教職員の言動が子ども一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないよう、十分注意を払い、子どもが安心して生活できる学級経営に努める。

③ 特別活動の充実

学級活動や異年齢集団活動を通して、互いのよさを認め合ったり助け合ったりする話し合い活動を充実する。学校生活の中で子どもたち自身が問題を気付き、捉えて、主体的にいじめ防止に取り組むよう、働き掛ける。

④ 全校子どもへの啓発と予防教育

6月と11月を「いじめ防止に関する強調月間」と設定し、いじめ防止への啓発と予防教育を実施する。ただし、状況に応じて臨時に啓発をする場合もある。

⑤ 子ども理解研修

子ども理解研修を年3回開き、支援を要する子どもに関して共通理解を図る。また、全職員で子どもを見守りながら、日々の情報交換を密にし、全教育活動を通して支援・指導を行う。

⑥ 保護者や地域との協力体制

学校便りや生活指導便り等とする「いじめの定義」や「いじめ発生時の対応」についての情報を発信し、周知するよう努める。また、保護者や地域からも情報を得ることができるようにする。

(3) いじめの早期発見

いつでも、どこでも、どの子どもにも、みんなでかかわるという姿勢をもち、日常における小さなサインを見逃さないよう、全教職員で見守る。

① 子どもとの信頼関係

日ごろから、一人一人と積極的にかかわり、子どもとの信頼関係を築く。差別的な言動には毅然として対処することや問題に対して共に考え、「絶対に守る」という強い姿勢を示し、安心して悩みを打ち明けられる関係をつくる。子どもの話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても子どもの意向を汲みながら子どもと一緒に考え、安心感をもたせる。

② アンケートの活用

アンケートを年間3回実施し、いじめの未然防止と早期解決に努める。原則として、調査を実施した日のうちに記入内容を確認し早期に対応すべき事案への取組が遅れないようにする。特定の教員が安易に「いじめではない」と判断したり、教員が一人だけで対応したりすることのないようにする。

③ 教育相談

学級担任と子どもが1対1で対面して話をする時間を設け、学習や友だちのことや心配なことを話し合う機会をもつ。日ごろから、学級担任や養護教諭等と話がしやすいように、日ごろからの関係づくりを大切にする。

④ 情報の収集と整理

休み時間の全教職員による見取り、放課後やインターネット、保護者や地域からの連絡等、情報を収集整理し、見えにくいいじめにも早期に対応できるようにする。

(4) いじめへの対処

いじめを認知したら、「校内いじめ対応ミーティング」を開き、事実関係を共有すると共にいじめ解消に向けた方針を立てて組織的に対応する。保護者に協力を仰ぐとともに、必要に応じて外部機関と連携を図りながら、再発防止に努める。

① 迅速な対応・解消までの指導・経過観察・再発防止

事実の把握、心のケア、保護者への説明等、いじめられた子どもの不安を解消するよう迅速に対応する。いじめた子どもに対しては、安易な謝罪で終わらせることなく、行った行為の責任の重さを自覚させ「十分な反省」を引き出すことを通して、本人の課題解決に向けて継続的に指導し、子どもに向き合って完全解消に努める。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、いじめを受けた子どもの心の不安が完全に払拭された状態である。概ね3ヵ月を目処とする。解消後も、子どもの様子をよく観察して再発防止に努める。

② 組織的な対応

いじめの疑い、あるいは、いじめに発展する危惧があるトラブルが発生した場合は、即日、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、事実関係の共有を図り、方策を立てて対応する。誰が、いつ、誰に（いじめられた子ども、いじめた子ども、それぞれの保護者等）どのように何をするのか、役割を明確にして、組織的な対応でいじめの完全解消に努める。

③ 保護者への対応

いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもの保護者には、関係職員が事実や指導したこと、今後の指導方針等を説明すると共に、経過についても随時報告し、家庭の意向を汲みながら解消に向けた取組を進める。